

# 秀明大学 GPA 制度に関する規程

平成 31 年 3 月 27 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、本学におけるグレード・ポイント・アベレージ (以下「GPA」という。) 制度による評価について必要な事項を定め、厳正かつ適正な成績評価を通じて、学生の自律した学修活動と教員のきめ細やかな履修指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

## (評価等)

第 2 条 学生が履修した授業科目の成績の評定、評点およびグレード・ポイント (GP) は、次表のとおりとする。

| 評定 |             | 評点     | 単位認定           | GP |
|----|-------------|--------|----------------|----|
| S  | Outstanding | 90～100 | 合格認定           | 4  |
| A  | Excellent   | 80～89  |                | 3  |
| B  | Good        | 70～79  |                | 2  |
| C  | Average     | 60～69  |                | 1  |
| D  | Fail        | 0～59   | 不可             | 0  |
| F  |             | —      | 不可 (成績評価に至らない) |    |

2 学生が他大学等で履修した授業科目等について、本学における履修とみなし単位を与える場合、評定は「認定」とする。

## (GPA の算出)

第 3 条 GPA は、次の式により算出するものとする。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和 }}{\text{履修登録単位数}}$$

2 GPA は、特に定めのないかぎり在学中の各学期を通算して算出する累積 GPA とする。

## (対象授業科目等)

第 4 条 本学で単位認定する全ての授業科目を GPA の対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPA の対象外とする。

- (1) 学生が他大学等で履修した授業科目
- (2) 合格および不合格で成績を表示する科目

## 附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。